

## 平成 21 年 3 月期 第 3 四半期 財務諸表の概要

平成 21 年 1 月 30 日

会 社 名 株式会社じぶん銀行  
 代 表 者 代表取締役社長 中井 雅人  
 問合せ先責任者 執行役員経営企画本部長 松宮 基夫

URL <http://www.jibunbank.co.jp/>

TEL (03) 6234-4350

特定取引勘定設置の有無 無

(百万円未満切捨て)

### 1. 平成 21 年 3 月期 第 3 四半期の業績 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日)

#### (1) 経営成績

	経常収益	経常損失	四半期(中間)純損失
21年3月期第3四半期	183 <small>百万円</small>	6,443 <small>百万円</small>	6,447 <small>百万円</small>
20年9月中間期	49	3,999	4,002

	1株当たり四半期 (中間)純損失	業務粗利益	業務純益
21年3月期第3四半期	18,351.51 <small>円 銭</small>	△ 113 <small>百万円</small>	△ 5,553 <small>百万円</small>
20年9月中間期	12,244.67	△ 90	△ 3,109

#### (2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)
21年3月期第3四半期	45,144 <small>百万円</small>	10,716 <small>百万円</small>	23.7 %	26,791.95 <small>円 銭</small>	56.91 %
20年9月中間期	29,492	13,121	44.5	32,804.42	77.91

(注) 1. 「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。  
 2. 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

### 2. その他

(1) 会計処理の方法における簡便な方法の採用の有無 無

(2) 最近事業年度からの会計処理の方法の変更の有無 無

(3) 監査法人による監査の有無 無

#### (4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数 21年3月期第3四半期 400,000株 20年9月中間期 400,000株

② 期中平均株式数 21年3月期第3四半期 351,323株 20年9月中間期 326,852株

1. 平成21年3月期第3四半期 四半期財務諸表(平成20年4月1日～平成20年12月31日)

(1) 四半期貸借対照表(平成20年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,319	預 金	32,523
コールローン	23,000	その他負債	1,798
有価証券	7,175	未払法人税等	24
貸出金	27	その他の負債	1,773
その他資産	1,160	賞与引当金	49
有形固定資産	1,432	ポイント引当金	55
無形固定資産	11,029	負債の部合計	34,427
		(純資産の部)	
		資本金	20,000
		利益剰余金	△ 9,323
		その他利益剰余金	△ 9,323
		繰越利益剰余金	△ 9,323
		株主資本合計	10,676
		その他有価証券評価差額金	40
		評価・換算差額等合計	40
		純資産の部合計	10,716
資産の部合計	45,144	負債及び純資産の部合計	45,144

- (注) 1. 当行は平成20年6月17日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度より「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して四半期貸借対照表を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 四半期損益計算書(平成20年4月1日～平成20年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		183
資金運用収益	63	
(うち貸出金利息)	( 0 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 11 )	
役員取引等収益	105	
その他業務収益	12	
その他経常収益	1	
経常費用		6,626
資金調達費用	29	
(預金利息)	( 29 )	
役員取引等費用	264	
営業経費	5,440	
その他経常費用	891	
経常損失		6,443
特別損失		0
税引前四半期純損失		6,444
法人税、住民税及び事業税		2
四半期純損失		6,447

- (注) 1. 当行は平成20年6月17日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度より「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して四半期損益計算書を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 「その他経常費用」は、開業準備期間の費用891百万円であります。

## (3) 四半期株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日～平成20年12月31日)

(単位 : 百万円)

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
直前事業年度末残高	10,300	△ 2,876	△ 2,876	7,423	—	7,423
当四半期中の変動額						
新株の発行	9,700	—	—	9,700	—	9,700
四半期純損失 (△)	—	△ 6,447	△ 6,447	△ 6,447	—	△ 6,447
株主資本以外の項目の 当四半期中の変動額 (純額)	—	—	—	—	40	40
当四半期中の変動額合計	9,700	△ 6,447	△ 6,447	3,252	40	3,292
当四半期末残高	20,000	△ 9,323	△ 9,323	10,676	40	10,716

- (注) 1. 当行は平成20年6月17日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度より「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して四半期株主資本等変動計算書を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 金融再生法ベースの категорияによる開示

(単位：百万円)

	平成20年12月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	—
要管理債権	—

(注) 上記は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づくものであります。

## 3. 時価のある有価証券の評価差額

(単位：百万円)

	平成20年12月末			
	時価	評価差額	うち	
			益	損
その他有価証券	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
債券	7,175	40	40	—
その他	—	—	—	—

(注) 1. 「評価差額」は、償却原価法適用後の帳簿価額と時価の差額を計上しております。

2. 満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式は該当ありません。

## 4. デリバティブ取引

該当ありません。

## 5. 口座数

(単位：千口座)

	平成20年12月末	(参考) 平成20年9月末
普通預金	343	179